

第24回 静岡市地域公共交通会議 本会議 議事録

日 時： 令和7年3月24日（月）13：30～14：30

場 所： 静岡市産学交流センター小会議室1、2

出席委員： 20名

川口委員（会長）、中村（直）委員、中山委員代理（田宮委員）、堀内委員、市川委員代理（藁科委員）、野口委員代理（池田委員）、佐野委員、杉山委員、根来委員、上野委員、中村（真）委員、稲垣委員、山田委員、杉村委員代理（大坪委員）、井口委員代理（亀井委員）、原田委員、鈴木委員代理（柴田委員）、廣津委員代理（片山委員）、尾焼津委員代理（桑山委員）、松浦委員（副会長）

欠席委員： 6名

久保田委員、岸委員、中村（満）委員、望月委員、飯田委員、荒田委員

報道記者： 0名

関係者： 0名

事務局： 8名

静岡市交通政策課 塩澤参与兼課長、三輪主幹兼係長、鈴木係長、萩原主査、
上原主査、漆畑主任主事、海野主任技師、白石主任技師
観光政策課 鈴木（新）係長、鈴木（優）主任主事

次 第：

1 開会

2 協議

（1）長田地区コミュニティバスの一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る最低車両数の特例の協議について

3 報告

（1）静岡市地域公共交通計画の策定について

（2）駿府浪漫バス（自主運行バス）の観光目的の運行終了について

4 閉会

開会

事務局

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、令和6年度 静岡市地域公共交通会議第24回本会議を開催させていただきます。

それでは、本日の資料確認について、次第をご覧ください。次第の下方に配布資料一覧を掲載しております。次第、出欠簿、座席表、協議に関する資料1～3までです。過不足等ございましたら、随時、事務局までお申し出下さい。

本日は、協議案件1件、報告案件2件になります。それでは、規約第6条第2項の規定により、会長が本会議の議長となりますので、これからの進行につきましては、会長の静岡文化芸術大学の川口先生にお願いいたします。

川口会長

まず、本日の出席状況について説明をお願いいたします。

事務局

本会議の委員26名のうち、代理の方も含めまして、出席されている委員は20名です。規約第8条第2項の規定により、過半数の出席となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

なお、お配りしました出席者名簿と座席表をもって、ご紹介に代えさせていただきます。

きます。

川口会長 本日の傍聴人はおりますでしょうか。

事務局 本日、傍聴人はおりません。また、規約第8条第6項の規定により、会議は公開で開催いたします。

川口会長 規約第11条第2項によりまして、本日の署名人を指名させていただきます。今回は、静岡南警察署 交通課交通規制係 杉村 奈津紀様、もう1人は清水警察署 交通課規制係 井口 豊憲様にお願いします。

協議（１）長田地区コミュニティバスの一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る最低車両数の特例の協議について

川口会長 協議事項に入ります。協議（１）「長田地区コミュニティバスの一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る最低車両数の特例の協議について」を事務局より説明をお願いします

【事務局より資料１に基づき説明】

長田地区コミュニティバスの一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る最低車両数の特例の協議について次の点を説明

- ・長田地区コミュニティバスが最低車両数の特例を受けようとする理由について
- ・長田地区コミュニティバスの実証運行の実績報告

【質疑応答】

川口会長 ただいま事務局から説明がありましたこの件に関して、何がご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

中村（直）委員 長田地区については、皆様のご協力のもと運行していただいております。実際に乗車している方が月に1,000人以上となっており、収支の面においてはマイナスなところもありますが、この計画のとおり住民の力になっておりますので、私としてもぜひ皆様方のご支援のもとこのまま進めていただければありがたいと地元代表としてお願いを申し上げるところでございます。よろしくお願いいたします。

松浦委員 中村委員ありがとうございます。今回の協議事項である最低車両数の特例を受けるためにこの地域公共交通会議を開かせていただいております。資料１の裏面、３の（１）に審査基準といった表現で書かれておりますが、最低制限の特例を受けるためにはこの地域公共交通会議等で協議が調べば可能であることが平成18年に定められております。静岡運輸支局様にアドバイスをいただきたいのですが、この地域公共交通会議の場でこういった視点からこの最低制限の特例を受けることについて論議をすればいいのかご教授ください。

原田委員 今回、KMS株式会社様が乗合事業に参入されるということで、乗合事業の新規参入は、始める場合にいろいろな基準が設けられております。その中の１つである最低車両数に関しては、６台を本来乗合事業をやる際に準備しなければなりません。

なぜかという、乗合事業は公共性の強い事業になりますので、安定的継続的に運行しなければならないという側面があります。そういった側面もあり、安定的継続的に行うにはある程度の事業規模が必要であり最低車両数が設けられております。

ただ、その最低車両数は、今回の会議で承認が得られれば最低車両数は緩和できるといったことになっております。それで皆さんに今回議論していただくといった

ことになっています。今回は、実証運行ではなく道路運送法4条の許可を取った本格運行をするということですので、一番ポイントとなる点は事業の継続性です。

計画では、赤字となっていますが最低車両数も含めて事業の継続性が保てるかというところをポイントにご議論いただければと思っています。

松浦委員

今回ある程度の事業規模をみて公共交通の安定性を諮っていきたいといったような審査基準に対しての論議かなと思っています。昨今、国の方では自家用有償旅客運送ということで一般ドライバーの活用が非常に重視されており、また交通事業を新たに立ち上げることはなかなか難しいと思っています。今回は最低車両数6台という話の際に、ポンチョ型でも1台2,000万円といわれていますのでかなりの資金力がないと新しい事業に着手できないといった実態もあると思います。交通事業が変わっていく状況の中で、平成18年に制定された基準がそのままいいのかというところも私としては疑問に思っているところもありますので、新しい事業者が継続的にできるような形をもって事業に着手できればいいと思っています。

私の個人的な感想もありますが、今回の審議の中でそういったところの着眼点も持って審議していただければと思い、発言させていただきました。ありがとうございました。

川口会長

そのほか、ありますでしょうか。

<質問・意見なし>

川口会長

それでは今の件に関し、承認いただける方は挙手をお願いいたします。
はい、どうもありがとうございました。

<全委員の挙手>

川口会長

どうもありがとうございました。

「長田地区コミュニティバスの一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る最低車両数の特例の協議について」、事務局案のとおり決定することについて本会の承認を得た。

報告（１）静岡市地域公共交通計画の策定について

川口会長

報告事項に移ります。静岡市地域公共交通計画の策定について、事務局から説明をお願いします

【事務局より口頭で説明】

- ・策定スケジュールの変更について
- ・前回計画（案）からの修正について

川口会長

ただいま事務局から説明がありましたこの件に関して、何がご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

上野委員

タクシー関連でユニバーサルデザインタクシーの導入支援について記載がありましたが、ジャパンタクシーと呼ばれるものは、燃料がL Pガスになっており、現在タクシーの車両の傾向としてはL Pガスからガソリン車に切替が行われております。そのため、清水地区では以前まで2社あったL Pガスのスタンドは現在では

1社となっています。あと数年たてば、もしかしたらLPガスのスタンドがなくなってしまう可能性もあり、そうになってしまうとジャパントクシーを導入することが難しくなりますので、このような取り組みを行う場合は燃料も考慮したうえで実施していただきたいと思います。

事務局

ユニバーサルデザインタクシーについては、ジャパントクシーの車両が元々あり、また車種についても順次拡大されている状況です。LPガスがどうなっていくかも含めて総合的に支援内容を考えていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

報告（2）駿府浪漫バス（自主運行バス）の観光目的の運行終了について

川口会長

駿府浪漫バス（自主運行バス）の観光目的の運行終了について、事務局から説明をお願いします

【事務局より口頭で説明】

- ・現在の運行状況及び今後の方針について、観光目的は終了し所管を令和7年4月以降交通政策課に移すこと説明

川口会長

ただいま事務局から説明がありましたこの件に関して、何がご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

松浦委員

今回の資料の次第では、今回の資料には観光目的の運行終了についてという報告事項となっており、実際の資料のタイトルでは今後の在り方についてとなっています。この点について、報告の内容はどういったことが再度教えてください。

事務局

タイトルが不一致でわかりにくく申し訳ありません。結論としましては、4番の今後の方針に記載の内容となっています。観光目的を主とする運行は令和6年度末をもって終了をさせていただき、市の内部的なことになりますが、このバスを所管する課が観光政策課から交通政策課に変更となります。ただし、9月までは時間及び路線を変更なく運行し、それ以降は生活路線としての在り方という観点で交通政策課が検討することとなっています。報告事項は項目4番の内容となっています。

稲垣委員

「観光客目線の運行方法のだと日常利用する地域住民の利便性を損ね、」とありますが、具体的にどういったことですか。

事務局

資料の現状の例で触れていますが、例えば観光目的を主とするならば、観光客の利用の多い日は土日であるため、その分平日の運行を間引くといったことも考えられます。また運行ルートに関してですが、現在は休止になっている安東循環の路線を補完する形で運行しており、主要な観光地は駿府城公園と静岡浅間神社が挙げられますが、ルート変更する前は、アイセル21の後に静岡浅間神社に直接向かう運行ルートとしていました。観光目的を主とするのであれば、こういった運行ルートも検討されますが、生活路線を補完するためルート変更がされており、元の観光目線で考えられたルートを変更するとすると住民の方たちには不利益につながるものが予測されます。具体的にはこういったケースが地域住民の利便性を損ねることにつながると考えています。

山田委員

観光目的の終了ということですが、今後観光施設へ向かうためのアクセスは案内があるのでしょか。

事務局

来年度ルートを変更しないようであれば問題ありませんが、例えばルートなどに変更があった際は、案内を変える必要が出てきます。ウェブサイトは可能な範囲で対応していくこととしていますが、紙媒体は刷り直し作業もあり変更された直後に

対応できるかは難しいところになっています。

市川委員

1点、経緯について修正していただきたいところがあります。2019年にルート変更をして安東循環の走行ルートを補完と記載があります。結果として補完には繋がっていますが、私の認識ですと観光政策課から今川記念祭の関係で富春院に寄りたいと市から要望があったため大回りを検討した経緯がありました。そのため、安東循環の補完ではなくこういった市の意向があったということへ訂正していただければと思います。

事務連絡・閉会

川口会長

本日の議事、協議事項と報告事項が終わりました。委員の皆さん、どうもご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局

川口会長どうもありがとうございました。委員の皆さんも、活発なご議論や多くのご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、本日の会議資料につきましては、随時、市のホームページを通じて情報提供していきますのでご了承いただきますよう、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和6年度静岡市地域公共交通会議第24回本会議を終了させていただきます。

会 長 川口 幸敏